

各保育施設設置者・管理者 様

大阪府福祉部子ども室長

オミクロン株感染まん延を踏まえた対応等について

日頃から、本府児童福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる本府の対応については、令和4年1月27日付子育て第3339号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」でお知らせしたところです。しかし、これ以降も過去に類をみない感染規模となっていることから、ハイリスク者への確実なフォローを実施するため、別紙の通り健康医療部より「オミクロン株感染まん延を踏まえた対応」（別添資料1）「感染状況を踏まえた診療・検査の対応」（別添資料2）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（参考資料2-1, 2-2）について情報提供があり（参考資料1）、関係部署と調整の上、下記の通りといたしましたので、ご了解くださいますようお願いいたします（別添資料1、別添資料2は府内で共有しておりますが、政令・中核市においては一部独自の判断に基づく運用をしております。）。

貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

記

（1）濃厚接触者特定・検査の重点化（別紙参照）

保育施設につきましては、施設等が主体的に接触状況等を確認し、濃厚接触の可能性のある者を特定することになりますが、障がい児や医療的ケア児等を受け入れている保育施設におかれましては、必要に応じて管轄の保健所にご相談くださいますようお願いいたします。

施設で濃厚接触の可能性のある者と特定した者のうち、無症状の場合には、検査を実施せず、本人またはその保護者が健康観察をしながら自宅待機を行うことになります。

また、有症状の場合には、濃厚接触の可能性のある者に診療・検査医療機関の受診を促し、医療機関において感染者か否かの確定診断を行うことになります。なお、この検査は行政検査であり、この際の診断時の検査にかかる費用は公費負担となるため自己負担は生じません（ただし、検査以外の初診料等は公費負担対象外です。）。

なお、健康観察や診療・検査医療機関への受診等に当たって、ご不明な点がございましたら管轄の保健所にご相談くださいますようお願いいたします。併せて、府ホームページ「濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方を含む）」もご参照くださいますようお願いいたします。

（2）新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある者を含む。以下同じ。）の取扱い

オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間については、陽性者との最終接触日から7日間となります。ただし、10日間を経過するまでは毎日の体温測定などの健康観察、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策が必要となります。

また、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者については、施設の判断により、下記の基準に基づき、陽性者との最終接触日より4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から待機解除が可能となります。

【大阪府における「7日を待たずに検査が陰性である場合に待機を解除することができる取扱い」の基準】

○予め事業の継続に必要である業務及び従事者を整理し、自宅待機の短縮を実施する者を最小限（※）に限定できること

（※）「最小限」の明確な基準はありませんので、各施設の人員体制・設備規模・運営状況等に応じて、各施設でご判断ください。

○抗原定性検査キットによる検査が実施できる体制がつかれること

（※）抗原定性検査キットについては、①薬事承認されたものを必ず用いること、②厚生労働省の定める確認書・説明書にある対応を行うこと（検査管理者の設置、検査管理者の受検者への検査の説明実施等）、③事業者が医薬品卸売販売業者から入手する際は、②の確認書・説明書を提出すること。また、入手にあたっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

なお、検査結果については、感染状況が落ち着くまで各施設においてリスト等（対象者、検査日、結果等が分かるもの）で保管をお願いいたします（使用済み検査キットそのものを保管する必要はありません。）。

（※）当該待機期間短縮に係る検査費用については、事業者の負担（自費負担）になります。

府・政令市・中核市で実施している定期PCR検査やスマホ検査センターの検査、無料検査事業等をご活用いただくことはできません。

○検査実施にあたっては、濃厚接触者となった職員の健康観察を確実に行之、健康観察期間中無症状であることを確認できること

○7日を待たずに検査陰性より待機を解除された職員について、陽性者との最終接触日から7日目までの業務以外の不要不急の外出の自粛、可能な限り公共交通機関以外での通勤を指導できること

○7日を待たずに待機解除した場合においても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること

○保健所に確認を求められた場合は速やかに実施状況等を提示できること

（※）保健所に実施状況等を提示する様式は指定されておりません。濃厚接触者や濃厚接触の可能性のある者のリストや検査実施日、検査結果のわかるものなどをご提示いただくことを想定しています。

問合先

大阪府福祉部子ども室子育て支援課
認定こども園・保育グループ

TEL：06-6944-6678

FAX：06-6944-3052